

会員の皆様へ

## 東部医師会代議員及び予備代議員 選挙公告

令和5年4月6日

鳥取県東部医師会  
代議員選挙管理委員会  
委員長 元田 欽也

鳥取県東部医師会代議員及び予備代議員の任期は、定款第13条により「選出後最初の定例代議員会開催日より2年後の定例代議員会開催日の前日までとする。」となっております。したがって、令和3年6月26日就任した代議員及び予備代議員は、令和5年6月24日に開催される定例代議員会開催日の前日の23日が任期満了となります。

つきましては、次期代議員及び予備代議員を選出する選挙を「鳥取県東部医師会定款施行規則」ならびに「鳥取県東部医師会代議員選挙規則」に則り、別紙のとおり実施いたします。

第1・第2・第3選挙区		第4選挙区		
選挙する員数	第1選挙区 第2選挙区 各9名 第3選挙区 各5名 代議員 各9名 予備代議員各5名	県立中央病院 鳥取赤十字病院 鳥取市立病院 鳥取医療センター 岩美病院 智頭病院及び鳥取市佐治診療所	代議員4名 " 3名 " 3名 " 1名 " 1名 " 1名 " 1名	予備代議員2名 " 2名 " 2名 " 1名 " 1名 " 1名
選挙の方法	後日送付する投票用紙（選挙区ごとの被選挙人を記載）に○印を付ける。（9名まで。員数を超えた場合は無効となる）	<u>立候補制</u> ●各病院で代議員及び予備代議員にそれぞれ立候補した者（被選挙人）を記載した投票用紙に○印を付ける。（員数を超えた場合は無効となる） ●なお、候補者数が定数を超えないときは、委員長が当該立候補者をもって当選人と決定する。		
立候補の切日	—		令和5年4月20日（木）午後5時まで 立候補届出用紙については東部医師会事務局にありますのでご連絡ください。	
当選者の決定				得票数の上位より、代議員及び予備代議員を当選人と決定する。
投票期間				令和5年4月24日（月）から5月8日（月）の午後5時まで
投票方法				返信用封筒で郵送（直接東部医師会館に持参でも可）